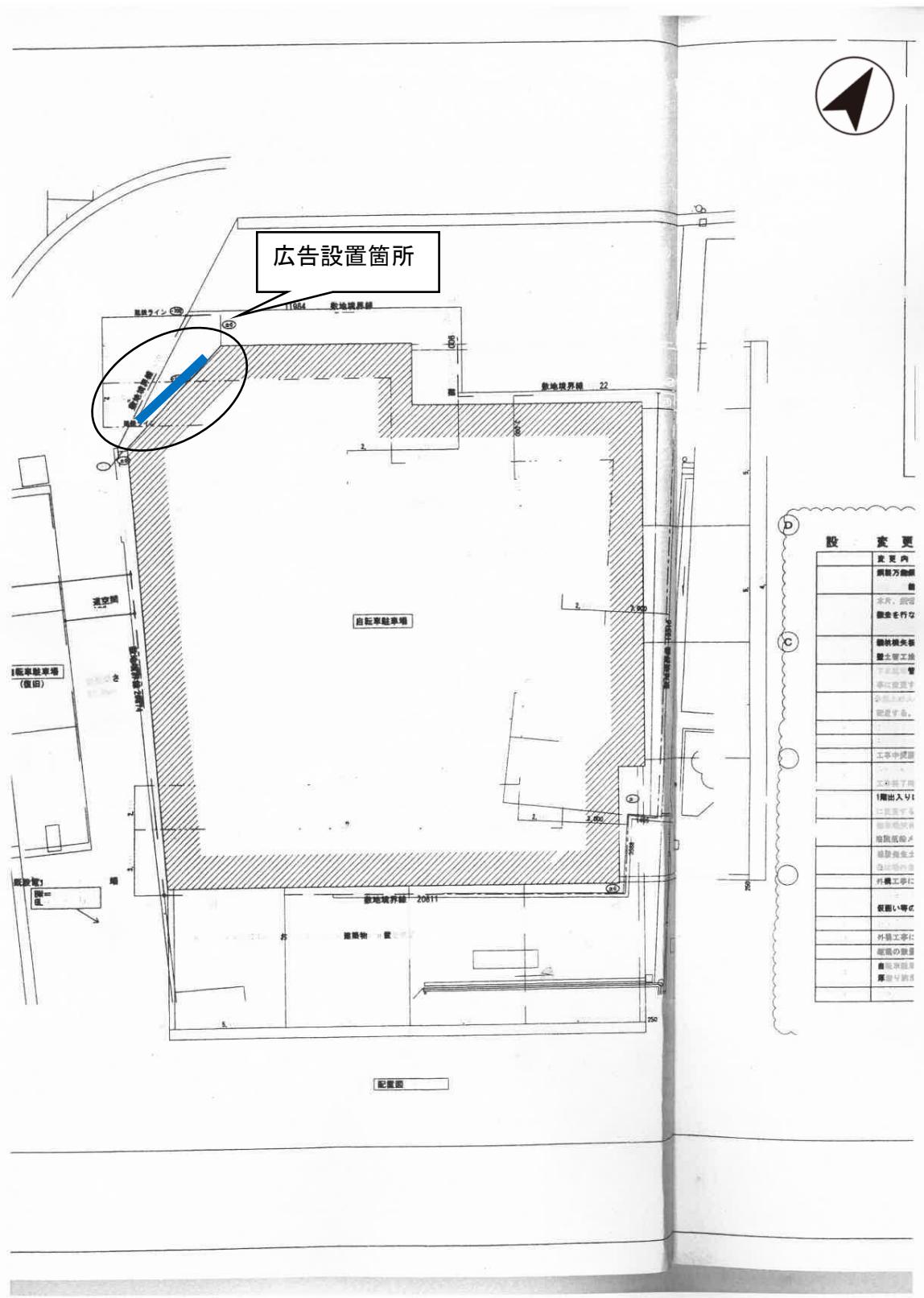


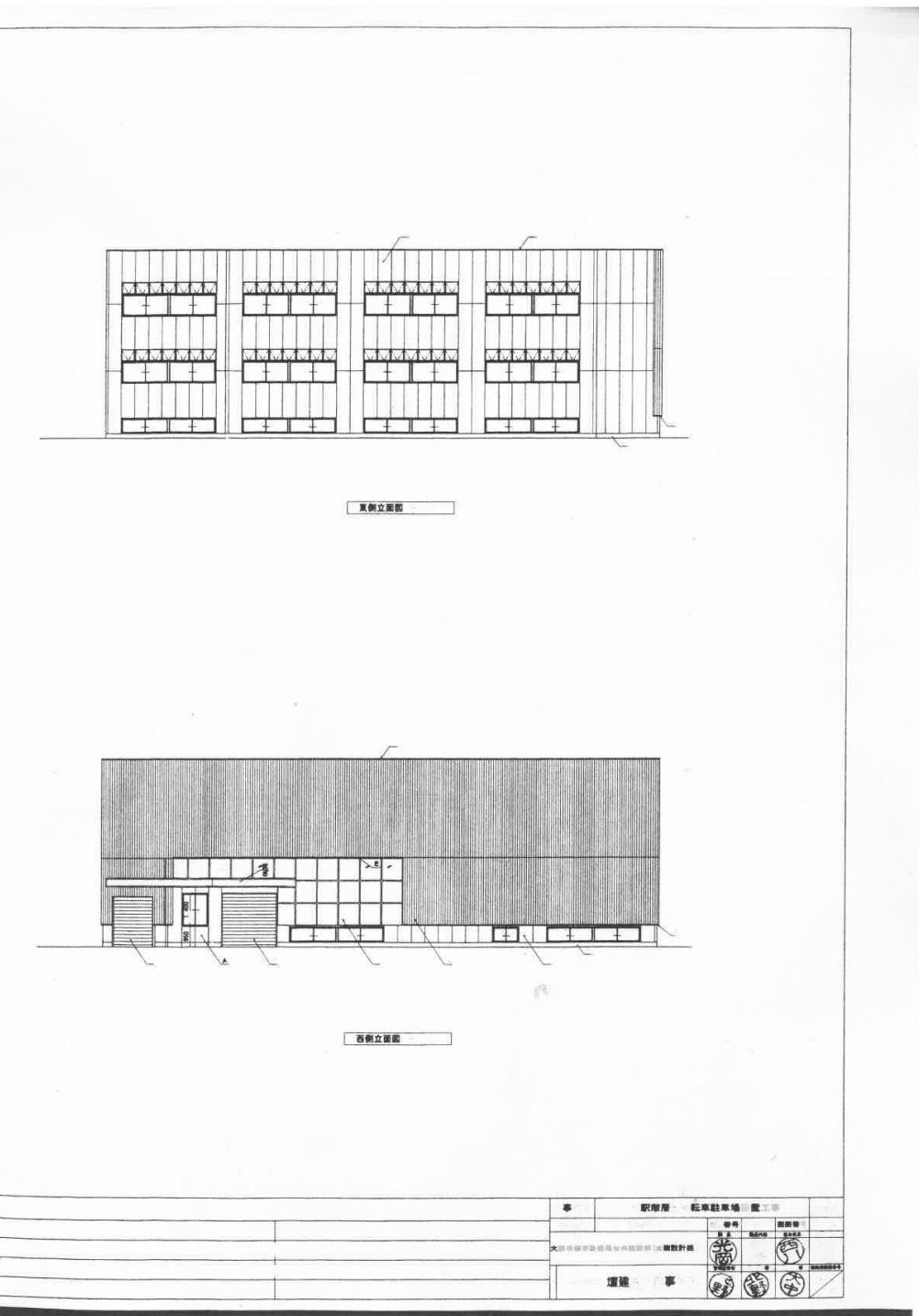
# 位置図

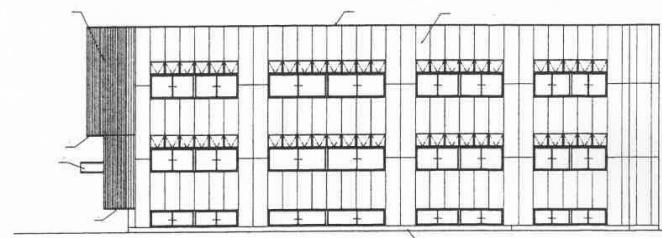


## 平面図



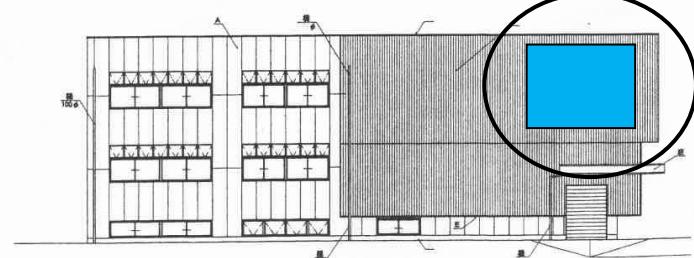
## 立面図





南側立面圖

廣告設置箇所



北側立面圖

100	100	100
100	100	100
100	100	100
100	100	100

◆ 広告設置イメージ図



# 大阪市自転車駐車場広告掲出要領

制定 平30.8.24

## (趣旨)

第1条 この要領は、「大阪市行政財産広告取扱規則」「大阪市広告掲載要綱」に定めるもののほか、大阪市建設局が管理する自転車駐車場を活用して掲出する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

## (規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者（事業者とは、広告主たる法人又は個人を指し、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含む）の広告掲出については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (10) 探偵事務所等の調査会社
- (11) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ等
- (12) 業界団体に加盟していない結婚商談所・交際紹介業
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (14) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (15) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (16) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (17) 市税を滞納している事業者

(18) その他、建設局長が不適当と認めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、これを取り扱わない。

- (1) 大阪市行政財産広告取扱規則（平成19年大阪市規則第53条）第3条に定めるもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他掲出し又は設置することが適当でないと建設局長が認めるもの

(規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告)

第4条 規制業種を行う企業が、規制業種に関連するもの以外の内容の広告を行う場合においては、本要領に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(広告媒体の規格等)

第5条 規格、掲出場所、掲出期間、広告掲出のための広告施設の使用にかかる使用料（以下「広告料」という。）及び選定方法等は、別途募集要項に記載する。

(広告掲出希望者の募集)

第6条 広告掲出希望者の募集は、市ホームページで公募する。

(応募資格等)

第7条 次の各号に定める内容を全て満たす法人、または複数の法人によって構成される連合体（以降「連合体」という。）が応募することができる。

- (1) 広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する3年以上の業務実績があること。
  - (2) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
  - (4) 大阪市指名停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
  - (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるものではないもの。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
  - (7) 大阪市内に本店または支店・営業所があること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する法人は、本件の広告事業者になることができません。
- (1) 役員に次の各号に該当する者がいる法人
    - ア 破産者で復権を得ない者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(広告掲出の申込)

第8条 広告掲出希望者は、自転車駐車場広告掲出申込書（様式1-1及び1-2）により、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲出の決定)

第9条 建設局長は、第2条の規定に基づき、広告掲出の可否を決定する。

- 2 建設局長は、広告掲出の可否決定に際し、大阪市建設局広告等審査委員会に必要な事項審査などを付託することができる。
- 3 建設局長は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果等について、申込者に広告掲出決定通知書により通知する。

(広告掲出許可の申請)

第10条 前条の規定により広告掲出を可とされた広告掲出者は、広告掲出許可申請書により、広告を掲出しようとする日の14日前（14日前が土曜、日曜、祝日等の場合は、その前日）までに広告掲出許可の申請を行うものとする。

(広告掲出決定の取消)

第11条 建設局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による広告掲出を可とする決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに第10条に定める広告掲出許可の申請をしなかつた場合
- (2) 広告掲出を可とした者が第7条に定める応募資格等を失った場合
- (3) 第2条または第3条のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) その他広告掲出を可とした者が広告掲出許可の相手方として不適当と認められる場合

(広告料)

第12条 広告料は、類似広告の市場価格などを勘案し、決定する。

- 2 広告料は、指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告料の返還)

第13条 既納の広告料は還付しない。ただし、建設局長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告の作成、掲出及び撤去等)

第14条 広告は広告事業者の責任及び負担で作成するものとする。

- 2 広告事業者は掲出する広告を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
- 3 広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として広告掲出者が行い、それにかかる費用は広告掲出者の負担とする。ただし、協議の結果、大阪市が行うこともできることとする。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第15条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、大阪市建設局企画部方面調整課が別表の各項目について検討し、判断することとする。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲出者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲出者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(広告内容等の修正)

第16条 建設局長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等またはこの要領に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、広告掲出者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第17条 広告掲出者は、広告の内容等を変更するときは、変更の14日前（14日前が、土曜、日曜、祝日等の場合は前日）までに大阪市建設局企画部方面調整課に協議するものとする。

(広告掲出許可の取消)

第18条 建設局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき
- (3) 第16条の規定による広告内容の修正を広告掲出者が行わないとき
- (4) 広告内容等が、各種法令又はこの要領に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第16条の規定によつても解消できないとき

(広告掲出の取下)

第19条 広告掲出者は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告事業者は書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、既納の広告料は還付しない。

(維持管理)

第20条 掲出中の広告枠及び広告は、広告掲出者が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は広告掲出者の負担とする。

(広告掲出者の責務)

第21条 広告掲出者は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲出者の責任及び負担において解決することとする。

#### 別表 第15条関係

##### 1 人材募集広告

人材募集に見せかけて、壳春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

##### 2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

##### 3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

##### 4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

##### 5 資格講座

(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。  
「この資格は国家資格ではありません。」

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。  
「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

##### 6 病院、診療所、助産所

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(2) 広告を掲載する事業者が、大阪市保健所で広告内容についての了解を得ること。

##### 7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- (4) 広告を掲載する事業者が、大阪市保健所で広告内容についての了解を得ること。

## 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
- (3) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について確認すること。

## 9 食品

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の食品担当課及び薬務担当課で広告内容について確認すること。

## 10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般（老人保健施設を除く）
  - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
  - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
  - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：大阪市事業受託事業者 等
- (2) 有料老人ホーム
  - (1)に規定するもののほか、
    - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
    - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
    - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委

- 員会告示第3号)」に抵触しないこと。
- (3) 有料老人ホーム等の紹介業
- ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (4) 介護老人保健施設
- 介護保険法(平成9年法律第123号)第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。
- 11 墓地等
- 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
- 12 不動産事業
- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
- (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。
- 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか、等
- 13 弁護士・税理士・公認会計士等
- 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 14 旅行業
- (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
- (2) 不当表示に注意する。
- 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等
- 15 雑誌・週刊誌等
- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護などの点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。
- (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避

け、不快の念を与えないものであること。

- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

## 16 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

## 17 古物商・リサイクルショップ等

一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

## 18 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- (2) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）。

## 19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

## 20 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。  
「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」

## 21 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。  
例：○○○のバッグ50,000円、航空券 ○○～○○ 15,000円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

## 22 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」と表示するには、倉庫業法(昭和31年法律121号)第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであることが必要。また、認定を受けている旨を表示すること。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。  
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等

## 23 ダイヤルサービス

各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

## 24 通信販売業

- (1) 特定商取引法第11条及び第12条の規定に反しないこと。
- (2) 「通信販売協会」に加盟している者等とは、通信販売協会に加盟する者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するもの。

## 25 その他、表示について注意を要すること

- (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。  
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。
- (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。  
例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

### (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告事業者の法人格を明示し、法人名を明記する。また、事業者の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

### (5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

### (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（消費者庁に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

### (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

### (8) アルコール飲料

#### ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

#### イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

## 大阪市広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の保有資産及び、市長が管理するその他の資産（以下「市資産」という。）を広告媒体として活用することに関する必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報印刷物
  - イ 市のホームページ
  - ウ 市の普通財産
  - エ その他広告媒体として活用できる資産で第5条に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 局長等 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、教育次長、行政委員会事務局長、市会事務局長、中央卸売市場長及び区長をいう。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好的景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると当該広告媒体を所管する局長等が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第5条 局長等は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(審査機関)

第6条 掲載する広告の可否を審査するため、大阪市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は財政局税財政企画担当部長を、委員は政策企画室市民情報部広報担当課長、消費者センター所長、人権啓発・相談センター所長、財政局財務部財政調査担当課長、計画調整局計画部都市景観担当課長、建設局総務部管理課長をもって充てる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、財政局財務部財源課において処理する。

(調整)

第9条 財政局長は、広告掲載について必要な調整を行う。

2 調整を行うため、財政局長は、局長等に対して、広告掲載に関する報告を求め、調査を行い、又は広告掲載にかかる変更、その他の必要な措置を求めることができる。

(財政局長への報告)

第10条 局長等は、広告料収入について、毎年3月31日現在における当該年度収入額報告書を作成し財政局長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に關し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

## 大阪市行政財産広告取扱規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、本市の行政財産を使用した広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「広告施設」とは、行政財産又はその部分のうち、広告の掲出（広告を掲出する物件の設置を含む。以下「広告掲出」という。）の対象となるものをいう。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、これを取り扱わない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- (5) 良好的な景観又は風致を害するもの
- (6) 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全な育成の観点から適当でないもの
- (8) 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- (9) 当該広告に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれ

があるもの

(10) その他掲出し又は設置することが適当でないと市長が認めるもの  
(広告施設の位置等)

第4条 広告施設の位置、掲出する広告の規格及び広告掲出の期間は、市長が別に定める。

(広告掲出の許可)

第5条 広告施設を使用して広告掲出をしようとするときは、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による許可（以下「広告掲出の許可」という。）を受けようとする者は、所定の様式による許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、広告施設の管理上必要と認めるときは、広告掲出の許可に必要な条件を付すことができる。

(広告料)

第6条 広告掲出のための広告施設の使用に係る使用料（以下「広告料」という。）は、広告面積、広告掲出場所等を勘案し、市長がその都度定める。

2 公益に関する広告に係る広告掲出をしようとするときその他市長が特別の事由があると認めるときは、広告料を減免することがある。

3 広告料は、市長が定める期日までに納めなければならない。

(広告料の還付)

第7条 既納の広告料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、広告掲出の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は新たに条件を付し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により広告掲出の許可を受けたとき
- (2) 広告掲出の許可を受けた者（以下「広告掲出者」という。）が、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）、大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）若しくはこの規則（以下「条例等」という。）若しくは当該広告掲出の許可に付した条件に違反し、又は条例等に基づく指示に従わないとき
- (3) 本市の事務又は事業の遂行上必要があるとき
- (4) 市長が公益上その他特別の事由があると認めるとき

(原状回復義務)

第9条 広告掲出の許可の期間が満了し、又は広告掲出の許可を取り消されたときは、広告掲出者は、直ちに、広告又は広告を掲出する物件を撤去し、広告施設を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。